

# 出版 その前に

- ◆企画出版はできるか？ ⇒ご相談ください。
- ◎自費出版だが、全国の本屋さんに配本されたり、注文できるか？ ⇒できます。
- 別な出版社と交渉して原稿が評価されたが、費用が高い ⇒ぐっと安くできます。
- ◇書いた原稿を書き直し（リライト）できるか？ ⇒おまかせください。
- ◆会社や業務の紹介等で本を出したいが、原稿作成や構成は？ ⇒おまかせください。
- 録音やメモ書きで、原稿を作成してくれるか？ ⇒おまかせください。
- 出版費を抑える方法はあるか？ ⇒あります。ご相談ください。
- ☆写真集やまんが、グラフィックな本は？ ⇒出版できます。
- ★原稿を見てもらいたいが、メール添付でもいいか ⇒もちろん大丈夫です。

## 【出版の目的の確認】

出版相談をする前に、あなたの出版の動機・目的を確認してください。

- 1) どうしても社会・世間に伝えたい、社会や地球に大切なテーマがある。
- 2) 自分が掴んだ知識・ノウハウを広く人々に提供したい。
- 3) 自分が解きあかした法則、発見した事実を書の発行によって権威づけしたい。
- 4) 自分が作ったシステムを書によって知ってもらい、それによってシステムを販促したい。
- 5) 自分の創作による作品（小生・詩・俳句・写真・絵画等）を書として世に問いたい。
- 6) 自分の創作による作品（上記同）を出版することで、印税収入を得たい。
- 7) 一生に一度、出版することが夢だったので、それを実現したい。

以上、何か該当するものがございますでしょうか？

出版をするにあたり、出版費が必要になるケースもすくなくはありません。たとえば、上記6)の「印税収入を得たい」という目的をお持ちの場合には、たいへんにハードルが高く、よほどの取り組みや覚悟が、著者はもちろん、出版社側に要求されます。また、著者の方々の中には、「自分のアイデア・作品は社会・世間に確実に有用であり、評価される自信があるので、絶対に売れないはずはない」という想いの強い方もいらっしゃいます。その想いを出版で実現するには、冷静で客観的を判断も必要となります。

出版に臨まれる前に、動機や目的、自分の想いを客観的にまとめて、ご相談ください。

## 【よくある費用についてのご相談】

いま別な出版社と交渉しているが、「すぐれた原稿だ」と評価されて嬉しいが、かなりの出版費を負担しなければならない。出版とはこんなに費用がかかるものか？

### ●お返事「コストについて」

全国書店で購入できる形態の出版は、本の制作費以外に流通手数料、販促費、流通倉庫費等の費用がかかり、その上返品の問題があります。多大の出版リスクを負うため、安くはありません。

また、多くの出版社が、印刷はもちろんですが、編集（DTP作業）を外部発注しています。大きい会社ほど編集効率は悪く、その分コストが上乘せされますから、費用が膨らむのは当然です。

当社は、小さい会社のメリットとして、編集を極力内部でいたします。出版経験数十年の経験による高い編集力で、高い質のDTPを低価格でご提供できます。

他社で出版費を提示されましたら、ぜひ当社にもお声かけください。お電話でも結構です。

また、出版費が必要になった場合には、自分の出版の目的に照らして、相応なものかどうかを、充分にご検討をいただく必要があります。

### ●お返事「原稿の評価について」

また、「私の原稿は、すぐれた評価を受けました」とおっしゃられる方がたくさんいらっしゃいます。たしかに、すぐれた原稿ではあるのですが、出版社にとって、著者は大切なお客様ですから、お客様に喜ばれるお返事（評価）をするのは、社交辞令的で事務的なものをご理解ください。出版社の評価は、著者のお気持ちを損ねないように配慮した、営業戦略の一つです。出版社の原稿評価に踊らされないよう、冷静なる判断を心がけることが大切です。

（知玄舎／Tel：048-662-5469 以下、Q&Aをごらんください。130609）

# 出版相談 Q & A

Q 印刷所でも本ができると聞きましたが、出版社とは何が違いますか？

A 出版社は、著作物を企画し、編集し、印刷し、製本して、本（書籍や冊子等）という形にして刊行し、書店ルートで販売するまでの一連の仕事をする会社です。

印刷所でできる印刷・製本までは出版社の仕事の一部なので、そこまでは同じです。

しかし大きな違いは、出版社の出版物には、日本図書コード（ISBNコード・国際的な書籍番号）が、それぞれの出版物ごとに付くことです。それとともに、書店で流通できるようになることです。

これが、出版社としての大きな特色です。

知玄舎は、星雲社（発売元）を通じて、全国書店（主要取次店）への販売ルートを持つ、小規模出版社です。

出版のご相談を大歓迎いたします。お気軽にどうぞ。

Q 出版社で出版した本の権利は、どう考えたらいいでしょうか？

A 日本においては、著作権法という法律で、著作権というものが厳密に規定されております。契約書の有無にかかわらず、出版社を通じて著作物を出版した場合には、著作権法の規定に則ります。

① 著者は、出版社に「著作権を設定」する契約をしたこととなります。

② 出版社は、著者の著作物を専有して印刷（複製）し、出版ルート（書店等）を通じて、（頒布の目的で）販売できる権利を、原則（著作権法に則り）3年間行使することができます。

（参考）

著作権法 79 条 1 項

第 21 条に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権者」という。）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

著作権法 80 条 1 項

著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

---

Q 出版社が出版し、販売して得た利益は、著者のものではないのですか？

Ⓐ 著者（あなた）が、一つの出版社を選択して、そこに著作権を設定した場合（その出版社から本を出した場合）、原則として、出版社が販売した売上はすべて出版社のものとなります。

同時に、販売において蒙った返品、想定外の事故によるリスクも出版社の責任になります。

出版社は、利益を得る可能性と同時に、想定内・想定外の全リスク（不利益）も負います。

著者への利益還元の方法は、印税（あるいは原稿料）です。

出版契約（著者が出版社を決めて本を出すこと）には、上記の内容を十分に理解をして行う必要があります。出版の個別契約において、印税の有無、印税の率、印税の支払い時期などを、著者は出版社と十二分に相談して取り決め、契約書での書面化をおすすめします。

---

Q 出版社と書店、アマゾンなどのウェブ通販、コンビニとは、どんな関係ですか？

Ⓐ 出版社の本は、全国の書店どこでも、定価購入することができます（書店に本がない場合には、書店に注文して入手できます）。出版社の本は、全国の大半の書店で、同一価格で公平に購入することができます。

アマゾンや楽天、その他ウェブの通販サイトでも、本を書店と同一条件で購入できます。それは、アマゾンや楽天等通販サイトも、店舗書店と全く同じルートで本が流通するからです。

しかし、出版社は、書店等（ウェブ・コンビニ）との直接の取引関係はありません。

それでは、書店等（ウェブ・コンビニ）はどこと取引しているのかというと、取次店といわれる出版物の流通会社です。

日本の出版物の書店等への配本システムは、数十年以上も前からは確立されており、基本的に変化はなく安定して継続しております。全国で販売されている出版物（古本は除く）は、ほとんどがこの安定した取次店システムにより、流通しています。

代表的な取次店には、トーハン、日販、大阪屋、栗田、太洋社、中央社、協和等の数社で、大半の出版物の流通が行われています。これら取次店が、書店等への流通を担う業務をしています。

書店等が出版物の仕入れ先として取引しているのが、取次会社なのです。

そして出版社は、各取次会社と口座開設の契約をすることで、出版が行えるわけです。

つまり、出版社の本が、書店、アマゾンなどのウェブ通販、コンビニで購入できるのは、出版社が取次会社と契約しているからです。その関係を図で示すと次のとおりです。

著者	出版社 A (大手)	}	取次各社 (トーハン 日販 大阪屋 栗田 太洋社 ……等)	}	全国店舗書店 (紀伊國屋 丸善 ジュンク堂等)	読者	
	出版社 B (新聞社系)						
	出版社 C (専門書系)						
	出版社 D (マンガ系)						
	出版社 E (絵本系)						
	出版社 F						星雲社
	出版社 G						
	知玄舎						
	出版社 H						
	出版社 I						
	出版社 K (中小)						
出版社 L (自費出版系)							

出版社新刊委託	→	取次配本	→	書店新刊販売
出版社返本在庫	←	取次返本受入れ	←	書店売れ残り返本
出版社受注預かり	←	取次受注手配	←	書店による注文
出版社受注品出庫	→	取次配本	→	書店注文品販売
出版社売上入金*	→	取次精算支払い	←	書店売上精算支払い

\*印税の契約がある場合には、出版社が得た売上金から、著者への売上金の分配として印税が支払われることとなります。出版社に売上金が精算されて支払われるまでには、少なくとも新刊配本から数カ月以上を要します。

●以上のとおり、出版社と書店等は、必ず、取次店（取次会社）を中継して配本をし、また返本および売上金の精算・支払いを行いません。出版社は、書店等と直接の取引は行いません。

しかし、出版社が書店等に対する営業等の活動は、取次店を中継することなく、直接に、また任意に自由に行なうことができます。

ただし、出版社が直接に書店営業（ファックス等の営業も含む）によって受注した場合には、出庫および返本・精算は、必ず取次店を中継して行います。

このような仕組みやルールが、出版社と取次店、および書店等との関係に原則的に存在します。著者が、書店等（取次も含め）と、出版社の了解なく交渉をすることはできません。著者が、自らの自著を、書店等に対して行なった行為は、すべて、出版社の代理行為となります。それによって売上（利益）があがったものは、出版社の収入となります。また、それによって書店に損害等を与えた場合も、出版社の責任となります。出版をされたからといって、出版社の了解を得ずに書店等に自ら営業することは問題がありますので、そのような場合には、必ず出版社と相談をされてください。

---

## Q 出版社で出版した自著を、自分のサイトや講演会で宣伝・販売できますか？

- Ⓐ エンドユーザーに、自著であれ他の方の著書であれ、出版社から仕入れた書籍等であれば、自分の運営するウェブサイトや講演会で、自由に宣伝・販売することができます。

ただし、一つだけ重要なルールを守っていただく必要があります。

出版社は、取次会社と口座開設をする条件の一つとして、エンドユーザーに対しては、必ず定価販売をすることを義務づけられています。どんなに古い品でも、定価を割ってエンドユーザーに販売することはできません。

自分の運営するウェブサイトや講演会での販売は、必ず定価販売をしてください。

万一、定価を割り引いて販売した場合には、出版社がその責任をとることになります。出版社にとっては、たいへんなダメージとなりますので、充分にご注意ください（古本の場合にはこの限りではありません）。

もう一つ、申し添えます。出版社が書店等で販売した売上は出版社に帰属しますが、自ら仕入れた本を自らのサイトや講演会等で販売した売上のすべては、当然、全額が仕入れた方（法人等）の売上となります。

---

## Q 電子書籍・電子出版と、従来の出版とは何が違いますか？

- Ⓐ 電子書籍は、2012 年末ごろから、アマゾン・キンドルや、楽天コボなどの参入で、俄かに話題となりつつある電子媒体による出版形態による書籍です。従来の出版物は、用紙に印刷して製本し、取次店の物流インフラによって書店で販売する確固たる安定した仕組みによって流通していますが、電子書籍は、電子媒体であるため、用紙等の物質が必要ありません。しかも、従来の出版流通の仕組みは必要なく、まったく新しい、別な、電子書籍としての流通システムによって配信されるものです。その意味で、従来の出版物とはまったく異なる考え方が必要とされています。

実は、当社も正確な把握や理解ができていないのが現状であることを、申しあげておきます。

問題は、著作権法には、明確な電子書籍にかかわる著作権の規定がなく、未だ論議の途上と受けとめております。

とはいえ、出版社は在庫切れになった書籍等を含めて、著者の了解があれば、電子書籍として流通・販売することはできます。ただし、印税というか利益の分配等、用紙の出版物とは異なる別な内容による合意が必要です。

---

## Q 電子書籍の流通はどのようなものでしょうか？

- Ⓐ 電子書籍は、P Cや専用端末、専用アプリ（スマートフォン等）などで、ダウンロード等によって書籍内容を閲覧できるものですが、P Cで閲覧できても、文字のコピペや抽出、印刷、書き込みなどはできません。その点、セキュリティは充分あり、通常のP Cでのブログやホームページを閲覧する場合と異なっています。

電子書籍の流通は、電子ストアへの取次サービスを行なっている会社が行っており、この電子書籍取次会社を通じて、いくつかのストアに同時に出品することができます。

（知玄舎は、2013年6月現在、この取次会社による方法で、電子書籍出版への参入の手続を開始しました。電子書籍についてのお問い合わせも、知玄舎は承っております）

電子書籍ストアとの契約は、著者個人が、出版社等を通すことなく、自ら行なうことも可能です。ただしそれには、電子書籍に対応する電子フォーマット（Epub等）を自ら、あるいは専門家等に依頼して作成するなどの必要があり、技術的な面でのハードルは相当なものがあります。Epubなどの技術がある方には、個人で直接ストアと契約して、自ら電子書籍として出版することができます。

---

## Q 出版社に相談しても、著作権は保護されますか？

- Ⓐ あなたが書いた原稿（著作物）は、著作権法という法律で保護されています。著作物とは、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」などのことです。出版社は、著作権法に基づいて、本の出版をいたしますので、ご安心ください。

---

## Q 画集や詩集、写真集も著作物ですか？ 出版できますか？

- Ⓐ はい。すべて著作権法による著作物で、著作権を明示した出版物（本）になります。

---

## Q 音楽CDやDVDのビデオ映像も出版物の取扱ですか？

- Ⓐ 印刷物（小冊子）などと併せて一体化したパッケージなら、出版物として取り扱われる場合もあります。

---

## Q 作成した原稿で、注意することがありますか？

- Ⓐ 他の著作物から内容の一部を、自分の原稿に取り込む場合には、「引用」というルールに則ることが必要です。

自分が書いた原稿との違いが明確に分かるように取り込む必要があります。

引用は、著作権法 32 条に基づきのよう規定されています。

「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

引用した場合は、出典（著書名、著作者名、発行者名）を明示する必要があります。

新聞記事や他の印刷物から写真や図版、イラストなどを取り込む場合など、引用とみなされない場合（転載）には、それぞれ著作権者や発行元などの了解が必要となります。

自分が撮影した写真などでも、映っている人の肖像権などの問題にも注意が必要です。

例外として、国や地方公共団体などの発行物（例：法律の条文）などは、転載の禁止事項の注書きがなければ、自由に転載できます。

---

## Q 出版社に相談するとき、注意することは、何ですか？

- Ⓐ 出版相談は自由にできますが、最終的には、一つの出版社に絞らなければなりません。書いた原稿（著作物）を本でできるのは、出版権により、一つの出版社に限られています。同じ原稿を、同時に複数の出版社から発行することは、できません。出版は、著作権法（第三章「出版権」第七十九条―第八十八条）で規定されております。著者は、一つの出版社を選ぶ（出版契約する）必要があります。

★すぐに出版契約を迫る会社や、原稿を高く評価するなど、著者の自尊心を刺激する「営業トーク」が過大な会社とは、冷静に相談してください。しかし、出版現状の厳しさを示してくれる会社は信頼できます。ですから、大小にかかわらず、複数の出版社と相談してください。

---

## Q 出版社には大小さまざまありますが、規模で違いがありますか？

- Ⓐ 本を書店流通させるという点では、大きな違いはありません。

取次店（全国の書店と各出版社をつなぐ巨大な流通インフラ）による流通システムが確立しています。大手も中小出版社も、取次＝書店流通のルールで、本の流通が行われます。



Q 知玄舎の本には、「発行：知玄舎」「発売：星雲社」とありますが、発行と発売には、どういう違いがあり、二つの会社は、どういう関係なのですか？

A 知玄舎は、独立した出版社ですが、出版機能としての書店販売を、星雲社ルートを利用して行っております。

知玄舎の本の図書コード（ISBNコード）は、星雲社のコードを使用します。

知玄舎は、自社出版物の全発行責任を負い、星雲社は、書店ルートの流通を担う、知玄舎の出版パートナーです。

星雲社は、トーハン、日販、大阪屋、栗田、太洋社等々を含む、主要な取次店（書店への出版物の配本インフラを持つ出版流通会社）に出版ルートをもち、知玄舎を含め多数の出版社の書店流通のみを代行して行う特殊な出版流通会社（中取次）です。星雲社の新刊出版点数は大手出版社並みにあり、業界で十分な信用と実績があります。

知玄舎は、星雲社と書店流通の委託契約をしているため、最小規模で出版活動ができ、しかも、星雲社ルートを使用することで、一般の出版社と同等の書店販売（新刊委託等）機能を活用できます。

ただし、星雲社は、知玄舎の本に関して、書店ルート以外の業務は行いません。

お客様との直接販売等は、知玄舎が行います。

★株式会社星雲社は、1979年創業の販売委託業務会社（出版社の取次業務と同じです）で、取次店では、トーハン、日販、大阪屋、栗田、中央社、太洋社、協和、日教販、西村書店、明文図書、三和図書などとの取引があり、これまでの出版点数は2万数千点以上（2011年）、月平均の新刊出版数は100冊を超える実績があります。

Q 出版社を選ぶポイントは何ですか？

A 1) 出版社にはカラーがあり、広く出版分野を受け入れるところと、専門性が強いところがあります。まずはそれを確認しましょう。

2) 本は一つの表現媒体です。

同じ原稿でも、装丁や編集次第で、できあがったものには大きな違いが生じます。

出版社による本づくりの大きな違いは、編集力にあります。

編集力は、出版社の規模の問題ではなく、飽くまで、「人」の問題です。

すぐれた編集者のいる出版社を選びましょう。

Q 書いた原稿は、そのまま、本になるのでしょうか？

A 原稿をお寄せいただければ、内容に目を通させていただきますが、僭越ではございますが、講評をさせていただきます。

基本的に、著作物は飽くまでその書かれた著者の表現なので、それを尊重させていただきます。しかし、書籍という形で広くたくさんの方々に読んでいただくというところでは、文章表現にも一般性が必要となります。そのために、文章表現をある程度は修正をご提案させていただく場合がございます。

また、部分的に文章表現を大きく変えることや、章立て、コンテンツの流れを変えることで、著者のご主張がより一層明確になる場合がございます。そのような場合にも、ご提案をさせていただきます。

しかし、飽くまで著作物は、著者の表現されたものなので、十分にご理解とご了解をいただきたいようお願い申し上げます。とくに、詩や箴言などの作品は、極力、その文章表現を忠実に再現できる組版を心がけます。また、小説などでも同様ですが、文章表現につきまして、アドバイスをさせていただく場合がございます。

Q 文章表現に自信がないので、誤字脱字を含め、修正してもらうことはできますか？

A 通常は、原稿を拝見させていただきますが、部分的に、あるいは全体の構成まで含めて、講評をさせていただきます。出版社サイドにおける修正をご了解いただければ、修正や文章表現の補強等をさせていただきます。飽くまで、著作者のご了解において行います。

明らかな間違い等があった場合は、出版社サイドで、著者の了解なく修正をすることはあります。

Q 言いたいことがあり、録音してありますが、原稿化してくれますか？

A 録音したもの（テープ等）をお寄せください。ご要望をお伺いした上で、本としての原稿を作成いたします。講演録などでも構いません。あるいは、お伺いさせていただき、インタビュー形式で原稿を作成することもできます。

もちろん、作成した原稿は、口述者の確認をいただいた上で、出版物になります。

原稿作成のためには、人力がかかりますので、原稿料を別途お願いすることになります。

---

Q 装丁・カバーデザインにこだわりたいのですができますか？

- Ⓐ 通常、カバーデザインは、出版社の編集者がデザイナーに依頼します。  
最初に、こだわりたいデザイン等を十分に編集者に伝えてください。  
具体的なデザインに入る前に、事前に十分、編集者と打ち合わせをすることが大事です。  
カバーデザインには、本の流通上に必要なデザイン上の規制がありますので、出版社の指示に従ってください（バーコードの位置などは固定されています）。

---

Q 新聞などに、著者の要望で書籍広告を出すことはできますか？

- Ⓐ 著者が、新聞等で書籍広告を希望する場合は、出版社と相談してください。  
新聞広告では、大手新聞社とともに、地方紙等が利用できます。  
広告料の負担での折り合いがつけば、出版社が書籍広告の手配をしてくれるはずです。  
書籍等の新聞広告には、本の内容（健康関係等）によって規制もあり、掲載できない場合や、広告効果が販売数に現われない場合などがあることをご了承ください。

---

Q 企画出版と自費出版の違いは、何ですか？

- Ⓐ 出版は、1）著者（著作権者）が、出版社を選んで（出版権設定）、2）出版社（出版権者）が本（出版物）として世の中に刊行することです。  
著者は、オリジナリティにあふれた著作権を持ち、出版社は、本として制作するノウハウと、書店で販売する流通インフラを持っています。  
著者は、出版社の流通インフラを利用します。  
出版社は、著者の著作物の内容を利用します。  
つまり、出版とは、著者と出版社の協同事業なのです。  
その意味で、企画出版も自費出版も、形の上ではまったく同じで、違いはありません。  
違いは一つだけ、出版費用の分担の仕方です。  
出版費用を、出版社がリスクを負って負担するのが、企画出版と言われています。  
出版費用を、著者またはその関係者が負担するのが、自費出版と言われています。  
自費出版形態であっても、出版社を通じて書店流通（国会図書館にも入ります）扱いにする場合には、通常出版（企画出版）と形態はまったく同じです。

因みに、著作権法には、企画出版や自費出版などの規定はありません。これは、出版業界の都合で分類している便宜的な出版形態の表現で、業者によって、考え方や分類方法に違いがあり、ここでの説明も、限定的であることをお断りさせていただきます。

## Q どうして、企画出版と自費出版の分類があるのですか？

① 一つの現実として、著者の著作物の市場価値が異なるからです。

市場（書店）価値が高い本は、ある程度の販売が見込めますので、企画出版できます。

たとえば、著者が有名人な作家やタレントなどの本の場合です。

一般の本（新刊）は、市場価値は未知数です。返品リスクが高いので、出版社は、何らかの出版費の補助がないと、健全な運営ができません。

自費出版は、出版社の出版リスクが少ない出版形態の一つです。大半の原稿は、自費出版形態でないと、出版社は、自らの存続のために、出版を請け負うことができません。

どうか、ご理解をください。

## Q 印税はどういう場合に支払われますか？

① 出版は、著者と出版社の協同事業です。

書店市場で売れて想定した利益を上回った場合、その売上を、協同事業である著者に還元・分配するのが、印税です。

出版業界では、定価の10%前後が、印税の一つの目安とされています。

しかし、初版部数（最初に印刷する冊数）が少ない場合や、出版社利益が低額の場合、印税が支払われない条件となることが多いことも事実です（印税免除）。

印税は、出版契約によって、自由に決めることができます。

実売数が一定数を越えたときから印税が支払われる条件、増刷から印税条件を変更するなど、印税条件を確認しておきましょう。

## Q できあがった本を自分で大量に買取たいのですが、出版費用も必要ですか？

① 自費出版の形態にも、いくつか種類があります。

自費出版の趣旨は、出版社が出版リスクを避けることができることが大きな理由です。

最初に印刷した部数を、著者または著者関係者が大量に買い取る場合には、買取数によって、出版社の出版リスクは少なくなるか、なくなります。

- 1) 著者側の買取で、出版リスクが少なくなる場合は、出版費用の負担も少なくなります。
- 2) 著者側の買取で、出版リスクがなくなった場合は、出版費用は必要ありません。
- 3) 著者側の買取で、出版利益が十分にでた場合は、印税の支払いも可能となります。

買取数や買取価格と、出版リスクの出版社判断で条件が変わります。

買取部数としては、目安として数百部から2000部程度が、出版リスクの分岐点となります。

造本や定価設定、買取価格の割引率などで、条件が変わりますので、出版社と相談してください。

---

**Q** 自分では数十冊もあれば十分なので、書店で販売してくれますか？

**A** 本を書店に配本する方法には、二つあります。

一つは書店が注文するシステムで、主に既刊本を配本する方法です。

もう一つが、新刊委託というシステムで、新刊だけの配本方法です。

自費出版の場合でも、新刊委託システムで、全国書店に配本できます。

新刊委託は、数百部程度から可能です。

**【メリット】**

全国書店に配本されます。小部数の場合は、主要な書店のみとなります。

アマゾンなどネット書店でも取り扱われます。

また、全国どこの書店からでも注文することができます。

**【デメリット】**

新刊委託システムは、書店にとっては、一定期間（3カ月）返品自由なので、その間、リスクがありません。

しかしそれは、出版社にとっては、返品リスクが高いこととなります。

本屋さんに、本の展示をお願いすることはできますが、置くかどうかは本屋さんが決めます。

本屋さんに置いてもらっても、売れるとは限りません。

数日～数週間展示しても売れない本は、返品されてしまいます。

場合によっては、委託して配本した本のほとんどが、返品になる場合もあります。

書店販売は、出版リスクがたいへん高いことを、まずご理解ください。

Q 書店で本が売れた場合、その収益の分配はありますか？

A 書店で売れた本の売上は、出版社に帰属します。

収益があった場合、著作権者への収益の分配方法が、印税です。

書店ルートに配本した場合の手数料や経費の負担は、出版社がします。

書店で売れなかった本の返品手数料や倉庫への入庫・在庫等の費用を負担するのも、出版社です。出版で発生する利益も不利益（返品リスク等）も、出版社に帰属します。

Q 無名の著者の本でも、ベストセラーが生まれるのでしょうか？

A 現在、ベストセラーやロングセラーになっている本の著者も、最初は無名であったはずですが。

どこにどんな幸運やチャンスがあるか、最初はだれにも分かりません。

自費出版を出発として、ベストセラーになった本はたくさんあります。

もちろん、過剰な期待は禁物です。

まずは自費出版であれ何であれ、出版することが第一歩、チャンスはそこから生まれます。

Q 出版費として60万円しか準備できませんが、自費出版できますか？

A 四六判かB6判で、本文、1色刷り、128ページ以内のフソトカバー本を数百部以内程度であれば、可能性はあります。ただし本としての仕様は最低限です。また、全国書店から注文ができるようにISBNコードを設定いたしますが、新刊委託配本をする場合は、別途、費用について検討をさせていただきます。

Q 出版費または買取費用は、一般的にどれくらい準備したらいいのでしょうか？

A 本の判型（四六判とかB6判、A5判、B5判等）、印刷の色数（カラーは4色印刷）、ソフトカバーかハードカバーの違い、カバー等の用紙の違い、編集内容（イラストや写真等）、本文の総ページ、組版の状態（文字中心かムック的か）、印刷部数、新聞等の広告予定、などの条件で、大きく異なります。

数十万円以上、まずはこちらを準備ください。

## Q 出版費または買取費用の支払い条件は？

- ① まずは、出版契約をしてください。

編集作業が進行して、印刷所に印刷を依頼するまでに、契約金額の半金以上。

印刷所で製本が完了し出荷態勢ができあがった時点で残金をお願いいたします。

## Q 出版の大雑把なスケジュールと、原稿をお送りしてから どれくらいで出版できるか教えてください。

- ① 大雑把ですが、スムーズに進行した場合、原稿送付から2カ月前後で出版可能です。  
だいたいの通常の出版までのスケジュールは次のとおりです。

### 1) 出版相談（メール・電話・面談等）

☆原稿または出版趣旨書、目次等をお送りください。

原稿は、印刷物をご送付いただくか、メールでお送りください。

（ワードやPDFファイルを添付していただくケースが多いです）

2～4週間で、当社サイドの簡単なコメントをさせていただきます。

また、原稿を本にする場合、どのような構成で、どのような本の仕様にするか？

ハードカバーか、ソフトカバーか、どういうタイトルがふさわしいか？

定価はいくら程度が適当か、どういう販売方法が可能か？

著者が必要とするのは何部か？

書店にはどれくらい新刊委託できるか？

在庫はどうするか？

など、著者との打ち合わせややりとりを、面談や電話、メールでさせていただきます。

### 2) 出版契約（著作権設定契約）

☆当社からの出版をご了解いただきました場合は、当社に原稿の著作権を設定していただくこととなります。

この原稿（著作物）に関しては、他の出版社からの出版は、著作権法によりできなくなります。

ご了承ください。

●契約書で交わす内容は、つぎのとおりです。

- 1) 著作物の名……本の題名です。仮題でもかまいません。
- 2) 著者名……通常は、著作権者と一緒です。場合によって、本の著者とは別に、実際の著作権者がいる場合がありますが、そのような場合には、その関係を明記します。ペンネームの場合も、本名を明確にしておきます。
- 3) 出版社名……著者が著作権を設定した著作権者です。
- 4) 出版物の仕様……判型（46 とか A 5 など）、フソトカバーかハードか、ほぼ何ページかなど。
- 5) 初版印刷部数……最初に印刷・製本する本の冊数を明記します。増刷の場合などが考えられる場合は、その取り決めをしておきます。
- 6) 定価／本体価格……本の価格です。原則は、消費税を別途とした本体価格とします。なお、印刷部数と価格は、本の売上や採算、印税に関係する大事なアイテムです。
- 7) 印税……初版についての印税の取り決めをします。例として「初版印税免除、とか、再版以降については、協議により取り決める」など、明記します。
- 8) 契約期限……発行日から、3年とか5年などが一般的です。この期限を過ぎた場合で、双方の申し出がない場合は、1年ごとに自動更新などと取り決めることもできます。
- 9) 出版条件……買取条件や出版補助費の金額や支払い条件等を具体的に記入します。
- 10) 在庫処分……返品在庫や出版社在庫についての処分の権限や方法を取り決めます。

以上の点を、著作権法を基準に、出版社と十分に検討して、取り決めます。契約書がなくても出版契約は成立しますが、契約書面を作成して取り交わしておく、確実です。

### 3) 確定原稿送付

★著者として内容を確定した原稿を、当社にご送付ください。

文字原稿は、できるだけワードやテキストファイルなど、パソコンですぐに使える状態だけであれば幸いです。

原稿用紙やノートに手書きの原稿でもかまいません（文字データ化の料金が別途必要です）。

絵や写真は、原版でもコピーでもデータでもかまいません。

●出版契約は、著者が確定した原稿を条件としています。出版社が編集作業に入ってから、著者のご都合で原稿に大幅な修正が入り、出版社側の編集業務に経済的な問題を含む大きな支障がある場合には、出版費用についてのご相談をさせていただく場合がございます。

ただし、通常、確定した原稿とはいえ、最初のチェックでさまざまな文字等の表現の変更程度は通常よくあることです。数行の増減等々、編集的に大勢に影響しない修正につきましては、



何ら問題はありません。

納得ができるまで、チェックと修正指示をしてください。

#### 4) 編集準備と原稿整理

☆文字データを整えたり、絵やグラフ等文字以外のデータを揃えたり、DTP組版の下準備をします。

著者の原稿の状態、下準備をする手間と時間に差があります。

だいたい1～2週間程度あれば、通常は完了します。

#### 5) DTP編集・組版開始

☆平均で約1週間程度です。カバーデザインも同時進行いたします。

#### 6) 組版出力（ゲラ）での著者チェック

★著者に組版出力用紙で内容確認をしていただきます。

1～2週間程度でお願いしております。

#### 7) 著者校正の修正

☆当社で行います。数日から1週間程度です。

#### 8) 組版出力（ゲラ）での著者再チェック

★著者に、二度目の組版チェックをしていただきます。

1週間程度で、確認をしていただきます。

最終チェックの場合は、著者校了となり、あとは出来上がりまで、出版社にすべて任せることとなります。この段階で、まだ修正が多数ある場合は、修正と確認の工程を、もう一度繰り返すこととなります。

#### 9) 著者校了となった場合は、出版社が責任をもって進行いたします。

☆印刷所への入稿データを作成します。

数日程度かかります。

#### 10) 印刷所に印刷の依頼をします。

◎印刷・製本が完了して、納品できる態勢ができるまで、ほぼ2～3週間です。

ソフトカバーの場合は2週間、ハードカバーの場合は3週間です。

## 11) 納品態勢完了

## 12) 取次店見本出し（新刊委託の場合）から取次店搬入

◎ほぼ数日かかります。

## 13) 取次店への搬入から書店店頭発売

◎1～2日程度かかります。地域によって若干の差があります。

以上は、ほぼ平均的なスケジュールです。

著者のご都合で、チェックに時間がかかったり、大きな修正があった場合は、遅れが出るとともに、料金的な面でのご相談をさせていただくことがございます。

ご了承ください。

■知玄舎 出版相談先（お気軽にどうぞ。不在のときにはこちらから連絡します）

Tel：048-662-5469

Fax：048-662-5459

原稿送付先（データの場合は、メール [info@kobori.to](mailto:info@kobori.to) に添付をお願いします）

〒331-0822 さいたま市北区奈良町98-7 (株)知玄舎 担当/小堀

★原稿は、ワード、一太郎、オアシス等作成のデータファイルを、メール添付でお送りいただくケースが多くなりました。お送りいただきました原稿は、著作権を遵守いたします。データ原稿は、形式を問いません。シンプルなテキストファイルがベストです。HTML形式でもOKです。

★電子書籍出版の支援も開始しました（2013年6月）

電子書籍は、用紙の出版物の有無にかかわらず、創作物であれば、自由に出版できます。用紙の出版物のような印刷費などは必要ありません。ただし、編集が必要な場合は、電子書籍フォーマット（Epub等）の作成などの場合で、著者自身が行わない場合には、その関係の費用はもちろん必要です。電子書籍の出版は、当社も通じてもちろんさせていただくことができますが、著者ご自信で直接行なうことも可能です。ご相談ください。